

2020年1月20日

日本電子債権機構株式会社

**記録機関変更記録のサービス開始に伴う電子債権記録業(電手決済サービス)に関する
業務規程並びに同細則の一部改正について**

1. 改正趣旨

日本電子債権機構株式会社(代表取締役 ^み三輪 ^お英明、以下「当社」といいます。)は、2016年に成立した「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」に基づく電子記録債権法の改正により、電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を認める記録機関変更記録の手続が制定されたことを受けて、当社の電手決済サービスについて、記録機関変更記録の取扱いを認める方向で準備をしておりましたが、今般、準備が整いましたことから、当社の電手決済サービスにおける電子記録債権を株式会社全銀電子債権ネットワークに移動する記録機関変更記録のサービスを2020年2月10日より開始することといたしました。

このサービス開始に伴い、電子債権記録業(電手決済サービス)に関する業務規程並びに同細則(以下「規程」並びに「細則」といいます。)について所要の改正を行います。

2. 改正概要

(1) 記録の禁止(規程第20条第1項第3号変更)

変更後電子債権記録機関が株式会社全銀電子債権ネットワークとするものに限り、記録機関変更記録を取り扱うように変更いたします。

(2) 記録機関変更記録(規程第22条の2新設)

記録機関変更記録の請求手続き等に関する定めを追加いたします。

(3) 開示に関する手続き(細則第12条第5項新設)

残高証明書における記録機関変更記録が行われた電子記録債権の取り扱いに関する定めを追加いたします。

(4) 手数料(細則第13条第1項第2号変更)

「書面による請求に基づき行う電子記録の記録料」の対象に記録機関変更記録が含まれないことを明記いたします。

(5) 手数料（細則第 13 条第 1 項第 2 号の 2 新設）

記録機関変更記録の記録料の定めを追加いたします。

3. 施行日

2020 年 2 月 10 日から施行いたします。

以 上